

事 務 連 絡  
令 和 2 年 9 月 4 日

各 都道府県障害福祉主管課 御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画の作成に係るQ&Aについて

障害保健福祉施策の推進については、日頃よりご尽力をいただき御礼申し上げます。

今般、第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画の作成に関し、各都道府県よりご照会いただいた主な事項について、別紙のとおりQ&Aとして整理しましたので、送付いたします。

また、管内の市町村に対し情報提供方よろしく願いいたします。

(問い合わせ先)  
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部  
企画課 障害計画係  
TEL : 03-5253-1111 (内線3007)  
e-mail : [syougaiikaku@mhlw.go.jp](mailto:syougaiikaku@mhlw.go.jp)

●別表第一の活動指標について都道府県・市町村で設けるべき項目		
	大事項	各事項毎の作成先
1	「一（一）福祉施設から一般就労への移行等」について、各事項毎の活動指標を設ける自治体如何。	<p>(都道府県・市町村)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 就労移行支援事業等（就労移行支援、就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型）から一般就労への移行者数</li> </ul> <p>(都道府県)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 障害者に対する職業訓練の受講者数</li> <li>○ 福祉施設から公共職業安定所に誘導した福祉施設利用者数</li> <li>○ 福祉施設から障害者就業・生活支援センターに誘導した福祉施設利用者数</li> <li>○ 福祉施設利用者のうち公共職業安定所の支援を受けて就職した者の数</li> </ul>
2	「一（二）～（六）障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の利用者数、利用時間等」について、各事項毎の活動指標を設ける自治体如何。	<p>(都道府県・市町村)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 訪問系サービス（居宅介護等）の利用者数、利用量</li> <li>○ 生活介護の利用者数、利用量</li> <li>○ 自立訓練（機能訓練・生活訓練）の利用者数、利用量</li> <li>○ 就労移行支援の利用者数、利用量</li> <li>○ 就労継続支援（A 型・B 型）の利用者数、利用量</li> <li>○ 就労定着支援の利用者数</li> <li>○ 療養介護の利用者数</li> <li>○ 短期入所（福祉型、医療型）の利用者数、利用量</li> <li>○ 自立生活援助の利用者数</li> <li>○ 共同生活援助の利用者数</li> <li>○ 施設入所支援の利用者数</li> <li>○ 地域生活支援拠点等の設置箇所数と地域生活支援拠点等における機能の充実に向けた検証及び検討の実施回数</li> <li>○ 計画相談支援の利用者数</li> <li>○ 地域移行支援の利用者数</li> <li>○ 地域定着支援の利用者数</li> <li>○ 児童発達支援の利用児童数、利用量</li> <li>○ 医療型児童発達支援の利用児童数、利用量</li> <li>○ 放課後等デイサービスの利用児童数、利用量</li> <li>○ 保育所等訪問支援の利用児童数、利用量</li> <li>○ 居宅訪問型児童発達支援の利用児童数、利用量</li> <li>○ 障害児相談支援の利用児童数</li> <li>○ 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数</li> </ul> <p>(都道府県)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 福祉型障害児入所施設の利用児童数</li> <li>○ 医療型障害児入所施設の利用児童数</li> </ul>

3	「一（七）発達障害者等に対する支援」について、各事項毎の活動指標を設ける自治体如何。	<p>(都道府県・市町村)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数</li> <li>○ペアレントメンターの人数      ○ピアサポートの活動への参加人数</li> </ul> <p>(都道府県・指定都市)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○発達障害者支援地域協議会 の開催回数      ○発達障害者支援センターによる相談件数</li> <li>○発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの関係機関への助言件数</li> <li>○発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの外部機関や地域住民への研修、啓発件数</li> </ul>
4	「一（八）精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」について、各事項毎の活動指標を設ける自治体如何。	<p>(都道府県・市町村)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○精神障害者の地域移行支援の利用者数      ○精神障害者の地域定着支援の利用者数</li> <li>○精神障害者の共同生活援助の利用者数      ○精神障害者の自立生活援助の利用者数</li> </ul> <p>(市町村)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○保健、医療・福祉関係者による協議の場の開催回数</li> <li>○保健、医療（精神科、精神科以外の医療機関別）、福祉、介護、当事者、家族等の関係者ごとの参加者数</li> <li>○保健、医療、福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数</li> </ul> <p>(都道府県)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○精神病床からの退院後の行き先別の退院患者数</li> </ul>
5	「一（九）相談支援体制の充実・強化等」について、各事項毎の活動指標を設ける自治体如何。	<p>(市町村)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○総合的・専門的な相談支援の実施の有無</li> <li>○地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数</li> <li>○地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数      ○地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数</li> </ul>
6	「一（十）障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築」について、各事項毎の活動指標を設ける自治体如何。	<p>(市町村)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修の参加や都道府県が市町村職員に対して実施する研修の参加人数</li> <li>○障害者自立支援審査支払システム等での審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びそれに基づく実施回数</li> </ul> <p>(都道府県、政令市、中核市)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○都道府県等が実施する指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査の適正な実施とその結果の関係自治体との共有する体制の有無及びそれに基づく共有回数</li> </ul>

●個別のQ & A		
	質問内容	回答
7	「第6期障害福祉計画及び第2期障害福祉計画の取扱いについて」（令和2年9月4日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長通知）において、弾力的な取扱いを行う都道府県は厚生労働省に事前に報告すること」とあるが、その方法如何。	●通知に記載しているとおり、原則として令和2年度内に作成いただきたいが、計画作成の進捗状況を把握する観点から、年明けを目途に調査を行う予定であるため、その際にご報告いただきたい。なお、調査以前に令和2年度内の作成が困難と判断した場合は、随時ご一報いただきたい。
8	基本指針に定められる目標値の達成が困難であることが明らかである場合、基本指針に定める目標値を下回る値を設定することは可能か。	●基本指針においては、「成果目標については、これまでの取組を更に推進するものとなるよう、障害福祉計画の実績及び地域の実情を踏まえて設定することが適当である。」としており、地域の実情に応じて、計画を策定いただきたい。
9	指針第二の四「福祉施設から一般就労への移行等」について、「就労定着支援の就労定着率については、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が八割以上の事業所を全体の七割以上とすることを基本とする」とあるが、目標設定を行う時期はいつか。	●令和5年度末時点で目標設定を行う。
10	<p>・「医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置」について、各都道府県、各圏域、各市町村に設置した協議の場にコーディネーターを配置するという趣旨でよろしいか。</p> <p>・活動指標のコーディネーターの配置人数については、都道府県及び市町村が養成するコーディネーターの人数か。</p>	<p>●「協議の場の設置」「コーディネーター配置」の両方について、都道府県及び市町村すべてに設置を想定している。ただ、市町村においては単独での設置が困難な場合には、都道府県が関与した上での圏域での設置であっても差し支えないものとしている。</p> <p>また、協議の場のみならず、日々の関係機関の連携のためにコーディネーターを配置することを基本としている。</p> <p>●活動指標のコーディネーターの配置人数については、都道府県及び市町村において医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターが配置された人数を指す。</p>
11	<p>精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に係る目標設定として、以下の項目があるが、都道府県及び市町村別の設定項目はどうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・退院後一年以内の地域における平均生活日数</li> <li>・一年以上長期入院患者数</li> <li>・早期退院率</li> </ul>	●全て都道府県のみで設定で差し支えありません。
12	別表一の八の精神障害者の地域移行支援、地域定着支援、共同生活援助、自立生活援助の利用者数の見込みと精神病床における退院患者の退院後の行き先について、見込み数の算出にあたりどのような手法をとるべきか。	●「精神障害者の地域移行支援、地域定着支援、共同生活援助、自立生活援助の利用者数の見込み」については、地域の状況を把握し各自治体の見込みを設定していただきたい。
		また、「精神病床における退院患者の退院後の行き先」については、例として630調査の項目「退院後の転帰」の活用が考えられる。

13	<p>・成果目標「精神障害者にも対応した地域包括ケアシステム」に係る活動指標の「精神病床からの退院後の行き先別の退院患者数」について、市町村及び県で現況を把握しておらず、設定が難しい。データ提供等の予定はあるか。</p> <p>・今後「精神障害者の精神病床から退院後一年以内の地域における平均生活日数」についての実績調査は県で行うことになるか。</p>	<p>●「精神病床からの退院後の行き先別の退院患者数」については、精神保健福祉に関する資料（630調査）で都道府県別で調査されているため、ご参照いただきたい。なお、当該指標は都道府県において、精神障害者が地域生活を送るために必要な基盤整備の内容を把握するため、活動指標として設定するものである。</p> <p>（精神保健福祉資料；国立精神・神経医療研究センターホームページ内）<a href="https://www.ncnp.go.jp/nimh/seisaku/data/year.html">https://www.ncnp.go.jp/nimh/seisaku/data/year.html</a> （社会保障審議会障害者部会（第98回）資料1－2障害福祉計画及び障害児福祉計画に係る成果目標及び活動指標について） <a href="https://www.mhlw.go.jp/content/12601000/000585023.pdf">https://www.mhlw.go.jp/content/12601000/000585023.pdf</a></p> <p>●「精神障害者の精神病床から退院後一年以内の地域における平均生活日数」については、厚生労働科学研究における研究班において算出し、都道府県にお示ししていく予定である。現時点においては、社会保障審議会障害者部会（第98回）においてお示ししている都道府県別の地域平均生活日数をご参照いただきたい。</p> <p>（社会保障審議会障害者部会（第98回）資料1－2障害福祉計画及び障害児福祉計画に係る成果目標及び活動指標について） <a href="https://www.mhlw.go.jp/content/12601000/000585026.pdf">https://www.mhlw.go.jp/content/12601000/000585026.pdf</a></p>
14	<p>成果目標として「精神病床における1年以上長期入院患者数（65歳以上、65歳未満、認知症、認知症除く）」を設定することとなっているが、設定に必要な指針別表第4の1にある数式の『平成26年における性別及び年齢階級別の入院受療率』というのはどの資料から把握できるか。</p>	<p>成果目標「精神病床における1年以上長期入院患者数」は、精神保健福祉に関する資料のページに推計ワークシートを掲載しており、第5期計画の時は、各都道府県で活用して数値を算出することができたが、第6期計画用には現時点では更新されていない。</p> <p>今後の状況については現段階では未定のため、改めて案内することとする。</p>
15	<p>R1.6.30調査に基づく次の資料を提供いただけないか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・精神病床における早期退院率</li> <li>・精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数</li> </ul>	<p>●精神病床における早期退院率については、NDBがH29年度のものまでとなり、精神保健福祉資料に掲載されている退院率が最新である。</p> <p>●精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数については、退院患者数はR1年度までとあるが、NDBがH29年度までなので、指針の参考値として示している都道府県別の日数が最新となる。</p> <p>なお、H30年度のNDBがいつ頃利用できるかは未定。</p>
16	<p>成果目標6「相談支援体制の充実・強化等」について、具体的にどのような内容を定めるとよいか。</p>	<p>●具体的な方法等については、今年度厚生労働科学研究において調査研究を行っているところであり、今後、参考となる事例を示す予定。</p> <p>また、「計画相談支援等に係る平成30年度報酬改定の内容等及び地域の相談支援体制の充実・強化に向けた取組について」（平成30年3月30日障障発0330第1号）において、相談支援事業所がモニタリング結果を市町村に報告すること及び市町村がモニタリング結果について検証を行うことが望ましいとしているところだが、この取組は、本目標の一部をなすものである。この実施方法については、昨年度、調査研究を実施し、「基幹相談支援センター等におけるモニタリング結果の検証手法等に関する手引き」を作成しており、相談支援従事者指導者養成研修等を通じて活用法を伝達した上で、参考として示すことを予定している。</p>

17	<p>成果目標7（障害福祉サービス等の質の向上に関する目標）の成果目標及び別表第一の十の活動指標について、具体的にどのようなものを想定しているか。</p>	<p>●活動指標について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障害福祉サービス等に係る各種研修の活用 障害者総合支援法の具体的内容を理解を促進する観点から、都道府県や市町村（委託事業含む）が実施する研修の積極的な参加を図るもの。初任者向け研修や権利擁護・虐待防止に関する研修等への参加が考えられる他、事業者向けの研修の聴講等も考えられる。</li> <li>・障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有 請求の過誤を無くすことは市町村の事務負担軽減につながるため、システムの審査結果について分析してその結果を事業所等と共有する機会を作ることを目標として設定したもの。事業所にとっても請求に当たったの注意すべき点を把握する機会となり、修正等の事務負担が減ることにつながるものと考えられる。市町村及び事業所の事務負担軽減により、障害福祉サービスの提供やそれに関連した業務に注力することが可能となり、質の向上につながるものと考えられる。</li> </ul> <p>・R2.3.9に書面開催した主管課長会議資料1-3（<a href="https://www.mhlw.go.jp/content/000605959.pdf">https://www.mhlw.go.jp/content/000605959.pdf</a>）において掲載している次の資料をご参照されたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国民健康保険中央会「障害者総合支援法等審査事務研究会報告書」 (<a href="https://www.kokuho.or.jp/supporter/disability/lib/20200331_5222_hokokusyo.pdf">https://www.kokuho.or.jp/supporter/disability/lib/20200331_5222_hokokusyo.pdf</a>) (抜粋)</li> <li>5. 市町村等審査事務実態調査について</li> <li>6. 自治体職員・国保連合会職員への研修について</li> <li>7. 事業者向け研修について</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・指導監査結果の関係市町村との共有 適切なサービス提供に重点を置いた実地指導を行うことにより事業者の気づきを促すことや、不正受給等による指定取消事案等を無くすことは、障害福祉サービスの質の向上に直接影響するため、指導監査結果について管内市町村や関係自治体と共有する機会を作ることを目標として設定したもの。例えば、1年間の監査指導結果について、年度末に共有する機会を設けることが考えられる。</li> </ul> <p>●成果目標について</p> <p>これらの活動指標に係る取り組みを実施するに当たり、自治体内における職員への周知、意識付け等を行うことや、関係自治体との必要な連携等を行うことが出来る体制構築を想定しているものである。</p>
----	---	---